

第6章 災害時における廃棄物処理

第1節 災害廃棄物処理

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震*）等の経験をもとに、地震等災害発生時、一時的に多量発生する災害廃棄物*に対する処理や、他市町で発生した災害廃棄物処理の支援も含めた、「西宮市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

また、環境省の「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」に参画し、国、兵庫県や他自治体との情報の共有、広域連携に取り組むとともに、近隣自治体及び民間事業者との間で応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築しています。

引き続き、災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、事前の備え、体制の構築を進めていきます。

＜現在締結している主な災害応援協定等＞

- 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定」（平成17年9月1日）
- 「災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」（平成27年5月22日）

災害廃棄物の処理



平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、約209万トンの災害廃棄物が発生しました。本市で通常発生するごみ量の11年分に相当しましたが、約2年間で処理を終えることができました。

その経験を生かし、平成16年10月の台風23号では出石町の災害廃棄物を、平成21年8月の台風9号では佐用町災害廃棄物を受け入れ処理、平成23年3月の東日本大震災では宮城県南三陸町のごみ収集、宮城県女川町の災害廃棄物処理に職員を派遣し、他市町村での災害廃棄物処理の支援を行ってきました。



出石町災害ごみ受け入れ
(平成16年12月1日)



南三陸町ごみ収集支援
(平成23年7月)



女川町災害廃棄物処理支援
(平成23年8月～平成24年3月)

